

香川県条例第18号

香川県企業誘致条例の一部を改正する条例

香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 略 （1）～（3） 略 （4） 物流拠点施設 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者が、製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設であって、県の区域を越える物流の拠点となるものをいう。 （5）～（8） 略	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 （4） 物流拠点施設 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者（以下「製造業者等」という。）が、製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設（他の製造業者等に賃貸するものを除く。）であって、県の区域を越える物流の拠点となるものをいう。 （5）～（8） 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。